

令和2年第12回杉戸町農業委員会総会議事録

日 時 令和2年12月24日(木)

午後3時00分～

場 所 杉戸町役場第2庁舎

2階第1・第2会議室

1. 開 会

2. 挨拶

3. 議 題

1) 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転に関する許可を求めることについて

2) 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて

3) 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて

4) 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について

5) 専決報告 農地法第18条第6項の規定による通知書について

6) 専決報告 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用に関する専決について

7) 専決報告 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用に関する専決について

4. その他

5. 閉 会

出席委員 13名

1 番	増 山 貞 男 君	2 番	倉 持 登 君
3 番	中 村 明 君	4 番	小 島 一 男 君
5 番	張 ヶ 谷 一 郎 君	6 番	青 木 徹 雄 君
8 番	坂 路 誠 君	9 番	青 木 邦 夫 君
10 番	大 島 か づ 子 君	11 番	小 島 キ ヨ 子 君
12 番	戸 賀 崎 邦 雄 君	13 番	後 藤 勇 君
14 番	高 崎 勇 君		

欠席委員 1名

7 番 鈴 木 豊 君

農地利用最適化推進委員

出席委員 な し

欠席委員 12名

1 番	鈴 木 徳 男 君	2 番	井 上 清 一 君
3 番	山 崎 松 男 君	4 番	今 野 秀 明 君

5 番	白	石	守	利	君
7 番	松	田	英	雄	君
9 番	上	原	勝	正	君
1 1 番	加	藤		互	君

6 番	濱	田		茂	君
8 番	細	井	純	一	君
1 0 番	川	島	広	伸	君
1 2 番	上	原	一	夫	君

事務局

事務局長	田	原	和	明
書 記	小	林	照	敦

局 次 長	宇 佐 見		毅
書 記	杉 江 一		真

◎開会の宣告

それでは、会長の挨拶からよろしくお願いします。

以上です。

◎議案第 1 号

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転に関する許可を求めることについて。

ナンバー1、事務局の説明をお願いします。

ナンバー1、大字杉戸字十八丁〇〇〇〇番、田、442m²。譲渡人、清地、杉戸町長、古谷松雄。譲受人、大島、〇〇〇〇。面積〇〇〇アール。労力〇人。取得理由、経営拡大。

ナンバー１につきましては、〇〇氏が442㎡を取得するものでございます。〇〇氏は、トラクター等の農機具一式を確保し、農業経営は〇人で行っております。通作距離につきましては、自宅から約300メートルでございます。場所につきましては、大字杉戸地内の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇西側付近でございます。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、調査報告、〇〇〇委員、お願いします。

○農業委員12番 それでは、報告させていただきます。

去る21日午後でございますが、譲渡人である、こちらは杉戸町長、古谷松雄ということでございますので、町の財産管理課からお話を伺ってまいりました。所在の土地につきましては、先月の会議でも取り上げられました土地の隣接地でございます、この土地は昭和51年に土地開発公社が取得し、平成4年に町へ移管されたという経過がございます。当時の開発公社が取得したときの理由につきましては、ちょっと古いので所管課も分かりにくいということでございました。

その後、地目は農地でございますから、当時から地域の方に貸与し、管理耕作を依頼していたというものでござい

ます。今後、町としてこの土地の活用方法について聞いたところ、ないということでございますので、所有地を処分したいということで、このたび耕作者へ話ししたところ、承諾を得たので売却することとしたということでございます。

また、譲受人の〇〇〇〇さんにもお話を伺ってまいりました。譲渡人である町から土地の処分をしたい旨の話があったので、耕作していたという経過から、また両隣も〇〇さんが耕作しているというようなことであるので、購入することとしたというものでございます。

以上、調査5項目については特に問題ございませんので、よろしくご審議をお願いします。

○会長 ありがとうございます。

調査報告が終わりました。

この件につきましてご質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決に移ります。

議案第1号、ナンバー1、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

続きまして、同じく議案第1号、ナンバー2—1から2—2、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第1号、ナンバー2—1、大字広戸沼〇〇番、田、686㎡、ナンバー2—2、大字広戸沼〇〇番、田、1,208㎡、合計1,894㎡。譲渡人、才羽、〇〇〇。譲受人、茨城県境町、〇〇〇〇。面積〇〇〇アール。労力〇人。取得理由、経営拡大。

ナンバー2—1から2—2につきましては、〇〇氏が1,894㎡を取得するものでございます。〇〇氏は、トラクター等の農機具一式を確保し、農業経営は〇人で行っております。また、譲渡人の〇〇氏については、今回農地を集約するため当農地を譲渡しております。場所につきましては、大字佐左エ門地内の〇〇〇〇〇〇〇〇〇付近でございます。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

これにつきまして、調査報告を〇〇〇〇委員、お願いします。

○農業委員6番 私は、譲渡人の〇〇〇さんのお宅に12月18日、先週の金曜日午後訪問をいたしまして、調査をいたしました。その結果、小作権の設定はございません。それから、相続税に係る納税猶予の適用は受けておりません。ただし、次の農業者年金の経営移譲年金の支給を受けており、今回の農地の処分が年金の支給停止につながるおそれがあります。それから、違反転用はしておりません。

それから、譲受人の〇〇〇〇さんについては、茨城県境町ですので県外ということで、去る12月22日、電話にて調査をいたしました。それから、〇〇さんは今年3月に杉戸町の佐左エ門地区の農地について11筆、1万2,318㎡について農地を取得して米を作っておるというふうなことでした。このことについては、佐左エ門地区の推進委員の〇〇さんの調査を依頼して確認を得ております。それから、農機具についてはトラクター、コンバイン等について一通り持っております。それから、耕作地が自宅から遠いものですから、農機具運搬用のトラックが〇台あるということです。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

調査報告が終わりました。

〔「なし」と言う人あり〕

〔賛成者挙手（全員）〕

◎議案第2号

以上でございます。

5項目については何ら問題ございませんので、審議のほうよろしくお願いいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

〔賛成者挙手（全員）〕

◎議案第3号

ナンバー1につきましては、〇〇〇氏が父である〇〇〇〇氏所有の土地に自己用住宅を建築するため農地転用し、

使用貸借設定をお願いするものでございます。申請地は都市計画法第34条11号区域内の第2種農地であり、転用により周辺農地に影響を及ぼすことはないと思われます。資金計画につきましては、自己資金及び融資により計画しております。場所につきましては、大字堤根地内の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の西側付近でございます。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、調査報告、〇〇委員、お願いします。

○農業委員3番 では、調査報告いたします。

本件につき、譲渡人、〇〇〇〇さんには本人に、譲受人、〇〇〇〇さんについては電話にて確認いたしました。〇〇〇〇さんと〇〇さんは親子でございまして、〇〇さんは現在、町のほうにアパート暮らししております。そこで、親子でございまして、自己用住宅を造るということにつきまして、ただいま事務局が説明したとおりでございます。

5項目について何ら問題はございませんので、審議のほうよろしくをお願いします。

○会長 ありがとうございます。

調査報告が終わりました。

この件につきまして質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決に移ります。

議案第3号、ナンバー1、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

続きまして、議案第3号、ナンバー2、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第3号、ナンバー2、大字下高野字小谷堀西〇〇〇〇番〇、田、499㎡。使用貸人、下高野、〇〇〇〇〇。使用借人、下高野、〇〇〇〇。転用目的、自己用住宅。

ナンバー2につきましては、〇〇〇〇氏が母である〇〇〇〇〇氏の所有の土地に自己用住宅を建築するため農地転用し、使用貸借設定をお願いするものでございます。申請地は、農振農用地区域内で除外の手続が完了しております。農地区分は第1種農地であり、転用により周辺農地に影響を及ぼすことはないと思われます。資金計画につきましては、自己資金及び融資により計画しております。場所につきましては、大字下高野地内の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇北側付近でございます。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、調査報告、〇〇委員、お願いします。

○農業委員10番 それでは、報告させていただきます。

この件につきましては、12月19日に現地を確認してまいりました。使用借人の〇〇〇〇〇さん、使用貸人の〇〇〇〇〇〇〇さん、両人とも12月20日午前中に確認いたしました。〇〇〇〇さんは家族も増え、実家の近くで両親の手伝いと、今後の老後のこととか考えて、お互いに協力していきたいとのことです。

調査5項目につきましては、問題ございませんでした。

以上で報告を終わります。ご審議よろしくをお願いいたします。

○会長 調査報告が終わりました。

この件につきまして、ご質疑を受けたいと思います。何かございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決に移ります。

議案第3号、ナンバー2、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認といたします。

◎議案第4号

○会長 続きまして、議案第4号 農用地利用集積計画の決定について、ナンバー1からナンバー9まで、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について、ナンバー1からナンバー6につきましては、利用権の設定を受ける者は〇〇〇〇でございます。今回、新規ではございますが、利用権を設定する者が相続により名義変更になったため、新規契約となっております。

ナンバー1、大字木野川字堤外〇〇—〇、畑、185㎡。

ナンバー2、大字木野川字堤外〇〇—〇、畑、214㎡。

ナンバー3、大字木野川字堤外〇〇—〇、畑、180㎡。

ナンバー4、大字木野川字堤外〇〇—〇、畑、227㎡。

ナンバー5、大字木野川字堤外〇〇、畑、403㎡。

ナンバー6、大字木野川字堤外〇〇—〇、畑、326㎡。

ナンバー1からナンバー6の合計1,535㎡。利用権を設定する者、春日部市、〇〇〇〇。

設定する利用権の種類、賃貸借。内容、普通畑。令和3年1月1日から令和7年12月31日までの5年間となっております。

続きまして、ナンバー7からナンバー9につきましては、利用権の設定を受ける者は〇〇〇〇でございます。こちらでも新規ではございますが、利用権を設定する者が、同じく相続により名義が変更になったため、新規契約となっております。

ナンバー7、大字大塚〇〇〇、田、1,881㎡。

ナンバー8、大字才羽〇〇〇〇—〇、田、4,238㎡。

ナンバー9、大字才羽〇〇〇〇—〇、田、150㎡。

ナンバー7からナンバー9の合計6,269㎡。利用権を設定する者、春日部市、〇〇〇〇。

設定する利用権の種類、賃貸借。内容、水田。令和3年1月1日から令和7年12月31日までの5年間となっております。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

事務局の説明がありましたとおり、賃借人は変わらず、相続のために貸す方の名義が変わったということで新規案件になっているということで、本来であれば継続案件と同じことでございますので、調査報告はございません。

1番から9番までの間で質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決に移ります。

議案第4号、ナンバー1からナンバー9、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

続きまして、議案第4号、ナンバー10からナンバー11、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第4号、ナンバー10からナンバー11、利用権の設定を受ける者、〇〇〇〇。利用権を設定する者、宮前、〇〇〇。

ナンバー10、大字宮前字八龍神前〇〇〇、畑、1,180㎡。

ナンバー11、大字宮前字八龍神前〇〇〇—〇、畑、142㎡。

ナンバー10からナンバー11の合計1,322㎡。

設定する利用権の種類、賃貸借。内容、普通畑。令和3年1月1日から令和7年12月31日までの5年間。借賃は、年10アール当たり7,100円。こちらは新規案件でありまして、利用権設定後は露地野菜を栽培する予定となっております。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、調査報告を〇〇〇〇委員、よろしくお願いします。

○農業委員9番 それでは、調査報告いたします。

12月20日に地権者であります〇〇〇さんに話を聞いてまいりました。この方は、この先耕作はできないことでした。利用権を受ける者として〇〇〇〇さんに話を聞いたところ、平成25年に新規就農者となり、その後も規模を拡大しながら経営を行っております。今後とも野菜作りに専念するということなので、問題ないかと思われま

す。調査5項目は問題ありませんので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

この件につきまして質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決に移ります。

議案第4号、ナンバー10から11、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

続きまして、ナンバー12、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第4号、ナンバー12、利用権の設定を受ける者、〇〇〇〇。利用権を設定する者、宮前、〇〇〇〇。

ナンバー12、大字宮前字八龍神前〇〇〇—〇、畑、991㎡。

設定する利用権の種類、賃貸借。内容、普通畑。令和3年1月1日から令和7年12月31日までの5年間。借賃は、年10アール当たり7,100円。こちらも新規案件でありまして、利用権設定後は露地野菜を栽培する予定となっております。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきましての調査報告、〇〇〇〇委員、お願いします。

○農業委員 9 番 調査報告いたします。

先ほどの〇〇〇さん、この方の土地と地続きになっておりまして、12月20日に地権者であります〇〇さん、〇〇さんともに聞いてきたわけなのですけれども、両者ともこの先耕作はできないということでありました。利用権を受ける者として、先ほども申し上げたとおり〇〇〇〇さんの話を聞いて、今後とも規模を拡大しながら野菜作りに専念するという事なので、問題ないかと思われま。

調査5項目も問題ありませんので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長 調査報告ご苦勞さまでした。

これにつきまして質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 ないようでございますので、採決に移ります。

議案第4号、ナンバー12、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認といたします。

続きまして、議案第4号、ナンバー13、事務局の説明をお願いします。

○書記（杉江一真君） 議案第4号、ナンバー13、利用権の設定を受ける者、〇〇〇。利用権を設定する者、杉戸、〇〇〇〇、〇〇〇〇。

ナンバー13、大字杉戸字雅樂〇〇〇〇—〇、田、712㎡。

設定する利用権の種類、賃貸借。内容、水田。令和3年1月1日から令和7年12月31日までの5年間。借賃は、年10アール当たり30キログラム相当。こちらも新規案件であります。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきましては、調査報告を〇〇〇委員、お願ひします。

○農業委員12番 それでは、報告いたします。

去る19日の午前中でございますが、利用権を設定する者、いわゆる貸付けされている〇〇〇〇さん宅を訪問しまして、話を伺いました。当該土地につきましては、これまでほかの人に貸与し耕作をお願いしておりましたが、このたび耕作できないということでございます。いろいろ話を聞くと、この方は非常に作業時間が遅く、稲作も極端に時期が外れているというお話でございました。よって、この土地に隣接している耕作者、〇〇〇さんでございますが、こちらにやってもらえないかという話をしたところ、快く引き受けてもらうことができたということでございます。

〇〇〇さんにもお話を伺いました。〇さんも隣の田んぼも非常に時期が遅れて、稲刈りも非常に苦勞していたと。いつまでも、稲刈りの時分にも水が入って、作業効率が悪いという形で、今回〇〇さんから耕作の依頼を受けたということで、快く受けて借り受けることとしたということでございます。

以上、報告をいたします。

○会長 調査報告ありがとうございました。

この件につきまして質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決します。

議案第4号、ナンバー13、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認といたします。

◎専決報告

○会長 続きまして、専決報告。

よろしくお願いします。事務局。

○書記 専決報告、農地法第18条第6項の規定による通知書について。

ナンバー1—1、宮前字八龍神前〇〇〇、畑、1,180㎡、ナンバー1—2、同じく〇〇〇、畑、142㎡、合計1,322㎡。賃貸人、宮前、〇〇〇。賃借人、佐左エ門、〇〇〇〇。こちらは令和2年12月10日付で受け付けております。

続きまして、ナンバー2、宮前字八龍神前〇〇〇—〇、畑、991㎡。賃貸人、宮前、〇〇〇〇。賃借人、佐左エ門、〇〇〇〇。こちらは令和2年12月10日付で受け付けております。

続きまして、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用に関する専決について。

ナンバー1、倉松2丁目〇〇—〇、畑、7.11㎡。申請人、倉松2丁目、〇〇〇〇。転用目的、道路後退用地。こちらは令和2年11月16日付で受け付けております。

続きまして、ナンバー2、倉松2丁目〇〇—〇、畑、14㎡。申請人、倉松2丁目、〇〇〇〇（持分100分の87）、倉松2丁目、〇〇〇〇（持分100分の13）。転用目的は、道路後退用地でございます。こちらは令和2年11月16日付で受け付けております。

続きまして、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用に関する専決について。

ナンバー1—1、高野台東2丁目〇—〇、畑、490㎡、ナンバー1—2、同じく〇—〇〇、畑、490㎡、1—3、同じく〇—〇〇、畑、494㎡、合計1,474㎡。譲渡人、下高野、〇〇〇〇。譲受人、西東京市、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇。転用目的は、分譲住宅でございます。こちらは令和2年12月4日付で受け付けております。

続きまして、ナンバー2、高野台東2丁目〇—〇〇、畑、604㎡。譲渡人、高野台東2丁目、〇〇〇〇。譲受人、西東京市、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇。転用目的は、分譲住宅。こちらは令和2年12月4日付で受け付けております。

以上でございます。

○会長 専決報告まで終わりました。

◎閉会の宣告

○局長 それでは、閉会を〇〇副会長によりしくをお願いします。

○副会長 それでは、これもちまして第12回杉戸町農業委員会総会を閉会いたします。

今回は、1月25日月曜日15時より、杉戸町役場第2庁舎2階第1・第2会議室を予定しております。

本日は大変お疲れさまでございました。

本会議を証するためここに署名する。

令和2年12月24日

議 長 後 藤 勇

署 名 委 員 張 ケ 谷 一 郎

署 名 委 員 青 木 徹 雄